

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第十二号

昭和三十三年四月五日(火曜日)午前十一時三十一分開会

委員の異動

三月三十日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として紅露みつ君を議長において指名した。

三月三十一日委員吉江勝保君及び紅露みつ君辞任につき、その補欠として津島壽一君及び後藤義隆君を議長において指名した。

四月一日委員山口重彦君及び田畑金光君辞任につき、その補欠として江田三郎君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田 なほ子君

委員 津島 壽一君
林田 正治君
平井 太郎君
前田 佳都男君
千葉 信君
赤松 常子君

政府委員

法務大臣 井野 碩哉君
法務大臣官房司 津田 実君
法法制調査部長 竹内 壽平君
法務省刑事局長 内藤 頼博君
最高裁判所長官代理者 事務次長 内藤 頼博君

人事局長 守田 直君
総務局総務課長 長井 澄君
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 勝好君

説明員

法務省刑事 局参事官 高橋 勝好君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選の件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○裁判官の災害補償に関する法律案
(内閣提出、予備審査)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。三月三十日付、後藤義隆君辞任、紅露みつ君選任。

三月三十一日付、吉江勝保君辞任、津島壽一君選任。紅露みつ君辞任、後藤義隆君選任。

四月一日付、山口重彦君辞任、江田三郎君選任。田畑金光君辞任、片岡文重君選任。

以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、理事の補欠互選を行ないます。

ただいまの報告中にもありました通り、後藤理事が一時委員を辞任されたため、理事に一名の欠員を生じてお

りますので、この際、理事の補欠互選を行なうと存じますが、その方法は、慣例によりその指名を委員長に御一任賜わりたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(大川光三君) 御異議ないと認めます。

それでは私より後藤義隆君を理事に指名いたします。

○委員長(大川光三君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の災害補償に関する法律案、以上二件を一括して議題に供します。

当局より法律案の御説明を願います。

○国務大臣(井野碩哉君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、市町村の廃置分合等により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更する等、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を行なうとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称及び所在地の変更であります。すなわち、大阪府地方裁判所管内古市簡易裁判所の所在地である大阪府南河内郡南大阪町について、同町を南大阪市とする処分及び南大阪市の名称を羽曳野市に変更する処分が行なわれたのに伴い、同簡易

裁判所の名称を羽曳野簡易裁判所に改め、また、土地の状況等にかんがみ、広島地方裁判所管内上下簡易裁判所の所在地を広島県甲奴郡上下町から同県府中市に変更するとともに、その名称を府中簡易裁判所に改めようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、京都簡易裁判所の管轄に属する京都市南区久世川原町ほか八カ町の区域を、向日町簡易裁判所の管轄区域とするほか、五簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三は、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

次に、裁判官の災害補償に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

政府は、労働者災害補償保険法の一部改正と対応して、一般の政府職員に災害補償制度の改善及び整備を行なうこととし、今国会に国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおりますことは御

承知の通りであります。この裁判官の災害補償に関する法律案は、裁判官についても他の特別職の職員と同様、一般職の職員の例にならって、その災害補償制度を整備しようとするものであります。

御承知の通り現在裁判官の公務上の災害に対する補償につきましては、他の特別職の職員と同様に、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の規定によっているものであります。このたび一般職の職員の公務上の災害に対する補償について、国家公務員災害補償法の一部改正により、身体障害の程度の重い者及び長期療養者に対する補償を改善し、さらに特別職の職員の給与に関する法律に掲げる特別職の職員の公務上の災害に対する補償等についても、同法の一部改正により、一般職の職員の例によるものとすることになりました。

この際、裁判官の公務上の災害に対する補償等につきましても、一般職の職員の例によるものとして、その災害補償制度を整備しようとするものであります。

以上が、裁判官の災害補償に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(大川光三君) ただいま御説明を受けました二法律案については、後刻質疑を行なうことといたしたいと存じます。

○委員長(大川光三君) 次に、刑法の

一部を改正する法律案を議題に供します。

本日は、まず竹内刑事局長から逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(竹内壽平君) 法律案の逐条説明を申し上げます。

まず第三条第十三号中「第二百三十五條、第二百三十六條」を「第二百三十五條乃至第二百三十六條」に改める点でございます。

第三条の改正は、第二百三十五條ノ二の新設に伴い、日本国民が国外で犯した不動産侵害罪及びその未遂罪をも処罰するためでございます。

次に、「第二百三十五條の次に次の一條を加える。」「第二百三十五條ノ二他人ノ不動産ヲ侵害シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス」ということでございます。

第二百三十五條ノ二は、不法領得の意思をもって、不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移す行為を処罰する趣旨の規定でございます。従来におきましても、不動産に対する窃盗罪の成立を認める学説はございしましたが、判例は、これを消極に解するものであり、檢察及び裁判の実務では、窃盗罪における窃取の概念を不動産についてまで拡張するのは相当でないという理由からいたしまして、不動産窃盗として起訴または裁判された事例は全くなかったものでございます。従つて、今直ちに従来の解釈を改めますことは、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもってする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられるのでございます。そこで、

窃盗罪と同じ性質の犯罪類型として、新たに本罪を設けることとしたのであります。従つて、客体が不動産であるという点を除いては、本罪の本質、法益、犯罪成立の要件などは、すべて窃盗罪の場合と同じでございます。

本罪の客体は不動産でございます。不動産とは、土地及びその定着物であります。これは民法八六条に規定されておるところでございます。建物は、独立の不動産であります。なお、自己所有の不動産であっても、地上権、賃借権等の目的として他人が占有し、あるいは、公務所の命によつて他人が看守しているときは、窃盗の場合と同じように、刑法第二百四十二條が適用されるのでございます。

本罪の行為は、侵奪であります。侵奪とは、不法領得の意思をもって、不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移すことでありまして、実質的には窃盗罪における窃取と同じ意味であります。ここに言うところの不法領得の意思とは、窃盗罪の成立要件として必要とされるそれと同様に、ほしに権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従ひ、これを利用したは処分する意思を意味するのであります。侵奪の態様には、さまざまなものが考えられますが、その典型的なものといふしましては、権限のない者が新たに積極的に土地を占拠して、そこに住宅などを建てる場合や、境界線を越えて隣地を侵略し、土地の取り込みをする場合などがございします。また、民事訴訟で收訴し、強制執行を受けて一たん明け渡した他人の家屋を、再び何等の

権限なくして占拠し、居住を開始した場合の如きは、家屋に対する侵奪行為でありまして、本罪が成立するものと解します。

「相手方の抵抗を抑圧する程度の暴行または脅迫を用いて不動産を侵奪した場合」は、従来から刑法第二百三十六條第二項の強盜罪が成立すると解されております。この解釈は、本罪の新設によつて左右されるものではないと存じます。

なお、本罪の構成要件としては、不動産の不法占拠という特別の類型の犯罪にすることも一つの考え方として検討されたのでございますが、そうしますと、その保護法益ははつきりいたさないだけでなく、処罰の範囲が広くなり過ぎまして、土地家屋に関する賃借権消滅後の継続使用や、いわゆるすり込みなどにも適用される余地が生じ、また、継続犯と解されます結果、改正法施行前からの不法占拠についてまで本罪の適用を見ることがなりまして、このようなことは立法政策上妥当でないと考えられましたので、採用しなかつたのでございます。

本罪の法定刑は、窃盗罪と同じく、十年以下の懲役となつております。次に、第二百四十三條中「第二百三十五條、第二百三十六條」を「第二百三十五條乃至第二百三十六條」に改めるといふ点でございます。

第二百四十三條の改正は、第二百三十五條ノ二の新設に伴う改正でございます。すなわち、窃盗罪におけると同様、新設の不動産侵害罪につきましても、侵奪に着手しながら、占有の排除および取得の目的を達しない場合がございしますので、このような不動産侵害の

未遂をも処罰することに改める趣旨でございます。

次に、第二百四十四條第一項中「第二百三十五條ノ罪及び其未遂罪」を「第二百三十五條ノ罪、第二百三十五條ノ二ノ罪及び此等ノ罪ノ未遂罪」に改める点でございます。

第二百四十四條の改正は、第二百三十五條ノ二の新設に伴う改正でございます。すなわち、親族間の不動産侵害も、その本質が窃盗と同じであります以上、第二百三十五條の場合に比べると、これにも親族相盜例を適用することが相当と考えられますので、これを適用できるように改める趣旨でございます。

次に、「第二百六十二條の次に次の一條を加える。」「第二百六十二條ノ二境界標ヲ損壞、移動若クハ除去シハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」といふ点でございます。

第二百六十二條ノ二は、土地に関する権利の範囲に重大な關係を持つ境界の明確性を保護法益とし、土地の境界を不明にする行為を処罰する趣旨の規定でございます。

右のような行為は、広い意味では土地に対する一種の損壊行為であり、また、境界標の損壊等の方法を用いることが多いのでありますが、土地の効用の棄損とは、直接關係がない点で、通常の損壊罪とは、やや性質を異にしてゐると思ふのでございます。また、本罪に当たる行為は、隣地の取り込みという類型の不動産侵害の手段として犯されることが多いと思われしますが、両者は、その保護法益や犯罪類型を異に

しておりますので、それぞれ別個に犯罪が成立するものと解されるのでございます。

本罪によつて保護されます境界は、必ずしも真正の境界を意味するのではなく、それまで關係者の間で一応認められてきた境界をいうものと解するのでございます。従つて、自分で正しいと信ずる境界を設定するための行為でありましても、従前の境界を不明にいたしますれば、本罪が成立し得るわけでございます。

法文上境界を不明にする行為として、境界標の損壞、移動及び除去の三者を明記してありますが、これは例示でありまして、その他の方法によつて土地の境界を認識することができないようにした場合にも、もちろん本罪が成立するのであります。境界標とは、権利者を異にする土地の境界を確定するために土地に設置された標識、工作物、立木等の物件を言うのでございしますが、これは他人が設置したものに限られず、行為者本人が設置したものもこれに含まれるのであります。「其他ノ方法」とは、たとえば、境界を流れる川の水流を変えたりとか、境界にあるみぞを埋めるなどの行為であります。

他面、境界の認識が不可能になるという結果が生じない場合には、本罪は成立しないのであります。従つて、境界標を損壞した場合は、いまだ境界が不明にならない場合は、通常の器物損壊罪が成立することは格別、本罪は成立しないわけでありまして、もつとも、境界の認識不能という結果は、絶対的なものであることは必要ではなく、従来の境界標その他の境界を表示する物件がなくなつたため、境界確定のために関

以上をもちまして趣旨の説明を終わります。

○委員長(大川光三君)　ただいまの御説明に対し、御質疑のある方は御発言を願います。――それでは、私より一

態につきまして、そのような争いのある不動産の占有状態をも不法占拠で処罰されるといったようなことにもなるおそれがありますし、そうなりますと、刑罰規定によって民事の法律関係

に不当に介入するような悪い影響を与えるようなおそれもないとは言えないのでございます。立法政策的に考えてみても、不遑及の原則に反するようない結果を生ずることは適當でないものでありますから、右のような不法占拠そのものを処罰するという類型をとらないで、ここに提示いたしましたような、不動産侵奪——積極的に他人の権利者の占有を、所持を排除して自己の支配に移すという、窃盗と同じ類型の形で対象がたゞし不動産と動産の違いであるというにすぎない、こういう類型の不動産侵奪というものを立案いたしましたのでございます。これによりまして、今申しましたように、過去に不法占拠の状態になっておりましたものにさかのぼって、本罪が適用されることはないのであることがはっきりいたします。それから、不動産侵奪という類型をとりますれば、窃盗と同じになり、その犯罪は即時犯というふうに解されますので、将来に向かってのみ適用を見ることはもちろんでございます。それから賃借権の消滅した後にお引き継いで占有しておるといふような場合には、これはまあ民事訴訟の対象にはなりません、積極的に他人の所持を侵すという関係ではございませんので、不動産侵奪罪にはならない、というようなことで、その間の法律関係は明確になるばかりでなく、民事訴訟にも不当な影響力を与えないという点からいたしまして、世上たくさんあります不法占拠の中で最も悪質と思われる事案のみがその対象になるという意味におきまして取り締まり上は、若干手ぬるいという御批判もあろうかと存じます、立法技術的に見まして、あるいは

立法政策的に見まして、このような改正をいたしますのが最も適當であるというふうに考えた次第でございます。申すまでもなく、刑法にこのような規定を設けますことは、刑法が持つております一般政策的な意味、こういう効果は十分これから期待され得るのであります、不法占拠何ものぞというより、堂々たる法度視の風潮に對して、やはり刑法の中にこの規定を設けることによりまして、将来に向かって大いに一般戒戒の効果を免れずるもの、かように期待いたしているのでございます。

大御質問の御趣旨にお答え申し上げます。たつともでございます。

○委員長(大川光三君) 御懇篤な御説明をいただきました。大体よくわかりましたが、ただ、いま一つ、これは常識的に伺いたないのでありますが、この不動産侵奪罪というものを新たに設けなくとも、刑法の二百三十五条、「他人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ処ス」というこの条文で、不動産侵奪といふものは処罰できないのでしうか。まあ言いかえますと、当局の方では、不動産には窃取行為は成立しないという御解釈になるのでしうか。その点ははっきりしてもらいたい。

○政府委員(竹内壽平君) 政府当局の考え方といたしましては、二百三十五条の窃盗罪の中の「財物」という觀念の中には、この窃取という類型からおのずから限定されまして、不動産は含まれないという解釈でございます。仰せのように、この二百三十五条の中には不動産も含めて解釈すべきであると

いう牧野英一博士の學説が、明治四十年以来あるわけでございます。しかし、當時は牧野博士の所見というものは少数説でございました。きわめて簡単に言えば、一人であると言つてもいいくらいの少数意見でございましたが、その後、逐次、まあ牧野博士の所見に賛成する向きもなないでもなかったのでございますが、特にこの戦後、不動産侵害の事実が各地に発生いたしました、この事態に對処しようというより、な考え方が學者の中に強出て参りまして、最近におきましては、積極説を唱える學者は、牧野博士を初めとして、木村教授あるいは宮本博士という方も積極論になっております。それから、結局において積極といふような意見を述べておる滝川教授あるいは日沖教授あるいは先般なりました江家教授、小野清一郎博士もこれに類した方でございますが、今日といえどもなお消極意見を強く主張しております方々もまた少なくないのでございまして、古い方としては、當時大場博士などはもちろんでございますが、東大の岡藤教授なども消極意見でございまして、この点につきましては、いろいろ議論はありますが、判例といたしましては、明治三十六年、明治三十九年、この辺、旧刑法の時代でございますけれども、傍論ではございますが、はつきりと窃盗の中には不動産は含まないという解釈を出しております。自來、檢察庁においても、不動産窃盗として起訴をした事例もないわけでございます。従つて、下級審の裁判例はもちろんで、大審院判例にもこれを論議した例はないわけでございます。かようにし

て、明治新刑法施行後五十一年になります、五十二年間、二百三十五条の対象として不動産を認めずして運用した参つた今日におきまして、學者の議論は別として、實際の運用においては、法律解釈を今後変えるというより、なことで不動産窃盗を認めて参るといふような運用をいたしますことは、これは法律生活の安全といふことから好ましくないので、この問題に對処いたしますためには、新たに立法するのが相當であるといふふうに考へるわけでございます。

○井川伊平君 二百六十二条の二の方につきまして伺ひたいのですが、同一人が隣接する數筆の土地を所有する場合、その自分の土地の間に、番地が違ひますために自分で境界線を作つた、そういうような境界線もここにいう「境界線」に入りますか。たとえば、畑なり水田というようなもの、まんなかに宅地がある、宅地に家を建ててある、そこに生けがきを作つてある、生けがきが土地の境である、こういうような場合に、その生けがきを自分で勝手に切つてしまつたといふような場合にも第二百六十二条の二に該當する行為か。いかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) 同一人の所有する幾筆かの土地に境界を作つておきます場合にございましては、本罪の適用を見ないのでございまして、ただ、その數筆のうちのあるものについて、他人に貸与してある、つまりそこに賃借権が存在しているとかあるいは地上権が存在するとかいふようなことになつて、その境界について利害關係があるわけでございます、そういう場合

には、所有者といふこともみだりに境界線を除去する、移動するといふことは許されないので、つまり本条の適用を見る場合になつておると思いますが、そういう關係がなく、同一所有者の場合に、幾筆かの土地に設けられております立木だとか、そういうものは、かりに所有者が勝手に切つたといふにしても、本罪の適用を見る場合には当たらないといふふうに解釈いたしております。

○井川伊平君 伺ひたいのですが、この境界線という觀念は、所有權の境といつたような意味合いのみではないのです。所有權と賃借權との境といつたような意味合いもこれで標識させるわけですね。

○政府委員(竹内壽平君) 二人以上の所有者の間の境界を原則とはいはしますが、これは所有權だけを保護するのではなくて、やはり自己並びに自己以外の土地に對する權利、權利者、その間の權利關係、区画關係を明確にするという趣旨でございまして、所有權だけを保護するといふ趣旨からの規定ではございません。

○井川伊平君 別の点でございまして、所有者を異にする隣接地の境、あるいは両方とも自己の所有地ではあるけれども、一方を貸してあるという場合のその境、そういうものに所有者が境界の標識を立てた、あるいは木を植えた、ところが、その植込みを、あるいは設立した人がそれを除去する場合、これは有罪になるのだ、犯罪が成立するのだという見解ですが、ただ、そういう場合に、もう一つ条件が伴うのではないかと。隣接の人が、やはりお隣の人の植えたのが境であるという認識があるとか、あるいは一般人もそれ

を境界線であるとかいう認識ができた上であるとしたら、自己のこしらえた認識であらうが、自己が植えた木であらうが、それを損壊することは本罪を成立するであらうけれども、隣接地の所有者もまたそれを境としては認めておらぬ、一般人もそれを境として認めて便宜に供していないのだ、そういうような場合にはどうかですか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せの通り、そういう場合にはそこまで適用の範囲を広げて考えておらないのでございまして、ここにいう境界線なり、立木、境界の認識なりは、やはりこの本人だけじゃなくて、ある程度関係人が境界だとして承認しているというか、いやいやながらの場合もありましようけれども、とにかくそれが境界だとして一般に認められておる、そういう客観的な事実を前提としたすわけでございますから、今仰せのように、まだ境界としてだれも考えていない、一応そこへ境のようなものを所有者が打ったにすぎないというような場合でありますれば、ここにいう、境界にはならないというふうに解釈いたします。

○井川伊平君 一般的という言葉をお使いになりましたが、一般的ではなく、隣地の所有者が、お隣の人がこしらえた境で、あれでけつこうだという、一般的でなくて、ただ隣接の所有者が認めただけでも、それは、こわせは本罪が成立するのじゃありませんか。一般的ということになれば、範囲が広くなります。

○政府委員(竹内壽平君) そこは社会通念に従って理解しなければならぬ問題ではありまするが、隣地とその今の所有者との関係が現に争いになって

いるということについて、お互いに承認しないというような場合もあるわけでございますが、それならば自由自在でいいかという、そこにあります境界というものは、直接利害関係人ではないけれども、もう昔からそこに境界になっているのだということを、ほかの人でも知っているのだというやうな程度の客観性も持った認識、境界線であることを要するというふうに私も理解しておるわけです。

○井川伊平君 それはあなたのお話の、昔からあるやうなやつなら、コケのついたやうなやつなら問題がないが、こしらえて一年たったとき、一年めにくわすかもしれませんが、そういうやうな場合を考えますから、一般の人には、そこにそんなやうな認識があるかないか知らぬけれども、少なくとも所有を異にする人が、隣接地の人が、あの境はあれでけつこうなんだという、それだけで、それを破損した場合には、一般的に認められていなくても、この本罪が成立するのじゃありませんか。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように、積極的に解します。

○高田なほ子君 資料をちょっとお願いしたいのですけれども……。いただきました資料の中に、不動産不法侵害関係資料五の、「民事第一審通常訴訟新受事件の種類別件数表」をちょうだいしてあります。これは地方裁判所と簡易裁判所で不動産をめぐる訴訟受理件数が種類別に書かれてあるようですが、たとえば地方裁判所で、土地所有権に対する訴訟の受理件数は、昭和十年からだんだん数がふえて、三十三年には千四十三件という数字がここに掲げられておりますが、今この法律

の逐条説明の中にもありましたように、民事の訴訟の手續が必ずしも適正迅速に行なえない向きもあるもので、刑事罰をここに併用するといふ旨の御説明があったが、この受理件数、どのやうな形で受理されているのかという資料が、いただいた中にごさいませんの、その資料があらましたら一つ提出をしていただきたいことが一つ。

それからもう一つの資料は、最も悪質なものに対して侵害罪を適用するという御説明があった。今、委員長の質問の中にもありました、刑法と民法との相互関係というものは、かなりデリケートな作用をすることを考えられます。こういう意味で、悪質な不動産会社、これらに対して営業取り消しによつて不法を押えるという手は幾らでもあるはずだと思ふわけなんです、もし悪質な不動産会社に営業取り消しの処分をしたというやうな資料があれば、そういう資料をちょうだいしたいと思ひます。

以上三件の資料をお願いしたいのですが、委員長において善処されるようにお願いしたいと思います。

○委員長(大川光三君) ただいま高田委員から請求されました資料を、適当な時期に御提出をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) この民事事件の方は、裁判所でございまして、私どもの方で個々の民事事件の実態を、検察庁を通じて調べるといふこともなかなか困難でございます。これはもう全く統計から引っぱり出したのでございまして、一般的に平均してどのやうい訴訟がかかるものであらうかというやうなことを調査しますことを、

私どもいろいろ考えてみたのでございしますが、ある特定の事件について報告のありましたのを掘り下げまして、その一審、二審、審理の状況、そういうものは、若干の事例につきましてはわかつておるのでございしますが、そういう程度のものでございしますが、それでは足りないのでもしか私どもの手としてはさしゅうございませうか。

○高田なほ子君 できる限りのものでけっこうです。

ちよつとこれはお尋ねする分になると思うのですが、やはり資料関係でお尋ねしたい。それは、いただきました不動産不法侵害関係資料の三の中にあるのでございしますが、大体この資料三の方を拝見いたしますと、市立とか市有とか市営とかいう、いわゆる地方公共団体で属する一つのケースだと思ふのです。全部これ、そうだと思う。そうじゃなくて、私有のものについての資料というのは、なかなかむずかしいのじゃないかと思ひますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君) お手元にあります資料三の、「各都市における不動産不法侵害の実情について」と申しますのは、仰せの通り各都市の所有地、あるいは管理地、公有地、こういうものについての調査の資料でございます。これは各地方団体にお願いをいたしまして、調査をしたのでございしますが、これは割合にわかるわけでございますが、ところが、私の地についての不法占拠の状況は、先ほどの民事裁判の実体がつかみにくいと同じやうに、なかなかわかりにくいのでございします。そこで、商工会議所あたりには、相当個人から苦情なり相談なりを受

けておることを聞きましたので、日本商工会議所に連絡をいたしまして、東京、大阪その他五大都市の商工会議所が、それぞれその会議所の会員といひますが、その方々から実情を調査いたしまして、それを私の方へ報告してくれた資料がございします。ここに差し上げますと非常にいいのでございしますが、各地から来ておりますから、これは各地で作った資料でございまして、部数がありせんために、差し上げられませんが、この中から調整をいたしまして、できるだけ御要望に沿うやうな資料を作つて、差し上げたいと思ひます。

○高田なほ子君 もう一つ。この資料三のことについて伺いたしたいのですが、この資料三を拝見いたしますと、大阪、それから神戸、それぞれの所の不法占拠の実例があげられております。その実例のあとに、不法占拠に対する対策というやうなものが、案として、大へんけつこうな案が出てくるやうでございします。本法を制定される前に、こういう資料を集めていって、こういうけつこうな対策について、本法を制定するために参考にせられたのですか。それとも、この対策案というものを提出されたのは、どういふやうな処置をされたのですか。

○政府委員(竹内壽平君) それぞれ各地から案を出して下さつております。大阪などでは、法律家も入ります。十分検討されて、一つの試案といふものを作られておるわけです。その試案を持って、私のところまでわざわざ皆さんおいでになつて、説明をされるといふやうな労までとつていただいております。従ひまして、これらの意見

につきましては、もちろん慎重に考えまして、それは先ほど委員長の御質問の際にも触れてお答え申し上げたのでございますが、不法占拠に対する救済保護を求めるに熱心であります。他面、民事裁判への影響等も生じて参ります。先ほど申しましたような不遑及の原則に反するような結果を生ずるような事態も、法律解釈上生まれて参りますので、慎重に研究をいたしました上で……。法制審議会でもやはりこの問題は議論されて、大いに議論の末に、政府案の方がよろうというところに結論が出たような次第であります。十分検討いたしましたのでございませう。

○高田なほ子君 どうも政府案は各地の対策……かなり具体性を持った、実態に即した対策の貴重な意見が書かれてあります。今度の法案を拝見しますと、地方の深刻なこの悩みに対して、これに即応して、これを解消するため立案したのだというようにはどうも考えられない。地方のこういう意見が法律案にどうも盛り込まれていないような気がする。今、委員長にあなたが御説明になりましたが、法律論としては、私はなるほどそうだとはいふに非常に傾聴するわけですが、現在の不法占拠そのものについて、本案が何らの解決策を与えないことになり得ないということについて、何かもう少し具体性がないものかというふうな気がしたものです。各地方の具体的な対策というものに深甚な敬意を表しながら、何とかこれがこの法律案の中に組み込まれたものかという気がするのでありますが、それはどういふいきさつなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) お言葉まことにありがたく拝聴いたしましたわけでございます。一言に申しますと、不遑及の原則を貫いていくということが、刑事罰を設ける場合の最大の要諦でございます。この点に疑問が出てくるような立法ということは、やはり慎重ななければならぬというふうな考えが強くありまして、こういう結果になつておるわけでございますが、ただ、それにいたしまして、現在世間でいわれております不法占拠は、非常に段階的にいろいろな形がありまして、どれもこれも、もしこの法律がもつて早くできておればこの法律によつて引つかかるといふような不法占拠ばかりではないと思つたのでございませう。要するに、不法占拠が不完全な形で占拠されておるといふのがかなりある。従つて、その土地の上に新たに家を建てて占拠が完全なものになるというところが、今後この法律施行後に起つてくれば、家を建てて、もうこの土地は自分のものとして使つたんだというところが外部にうかがえるというふうな行為がございませうれば、そのときに不法侵害になる。そういう場合もそういたさんあるとは思ひませんが、そういうことも解釈上これは言ひ得ることでございます。

それからもう一つは、刑法にこれを掲げるといふことによつて、今まで不法占拠を、やうどくだというふうな考え方に対し、これは頂門の一針になると思ひますし、民事訴訟は、この法律ができたからといって、従来とちつとも変りないわけでございますが、もしこの法律が前にあれば、犯罪になるような行為だといふような不法占拠の事

案でございますれば、民事訴訟におきましても原告、被告の論争におきまして、不法占拠をして犯罪になるような不法占拠をしておる側は、やはりそれだけひけ目を感じるわけでございますし、訴訟も促進もされていくというところが考えられるのでございませう。要するに、ここで一つの筋目を立てていくというふうな筋目になるので、直接はれものを切開するような効果は期待できないのでございませうけれども、やはり刑事立法の効果は、私は相当高く考えておるのでございませう。

○高田なほ子君 これは資料ともつかないと思ひますが、資料だと思つて聞いていただきたいのですが、罹災都市借地借家臨時処理法というものが出来たので、あの当時、やはりこの法の運用について各都道府県にいろいろなこまかい資料をお出しになつたんじゃないかという気がするので、さういふ気もするのです。古い話ですが、さういふこの法律施行に伴つて運用のいろいろな注意というものがいつて御指導なさつた面があれば、それが文書で残つてゐるんじゃないかと思ひますから、あれば資料として御提出いただければ非常にしあわせに思ひますけれども、この点いかがでしようか。

○政府委員(竹内壽平君) これは民事局の方の所管になつておりますが、民事局に連絡いたしましたので、当時の解釈通牒のようなもの、その他資料的な文書がありましたら、資料として提出いたします。

○高田なほ子君 資料を私要求したいのは、その法律は確かに非常にいい法律ですが、それが根を引いていつて、それで係争が残つておるといふような部分もあるんじゃないかと思ひます。その法律の施行にあつて、十年間の期限を切つて、話し合ひでもつて借地権なりさういふものを取得できましたので、さういふ法律で、当時、その法律の施行にうまくいかなかつた部分などがあつて、ごたごたを起こしたんじゃないかというふうな面もある面もある面があるので、法の運用について、こまごまの御注意があつたように思ひますから、さういふ意味での資料なんです。

○委員(大川光三君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(大川光三君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(竹内壽平君) 高橋参事官からちよつとその点につきまして、とらあすの意見でございませうが、述べさせていただきます。

○説明員(高橋勝好君) 今御指摘の点は、借地借家臨時処理法によりまして、従来家を借りていました者すなわち借家権者が、その建物の敷地を使うことができないようになった、これが臨時処理法の趣旨でございませうが、実は当時、その借家権者が明らかにその土地を使う権利があつたかどうか、権利もないのに家をそこに建てたんじゃないかといふようなことで民事訴訟が相当係属しておる事例は、従来から伝えられておりましたわけでございますが、さういふ権利があつたにもかかわらず、さういふ権利がなくなつたか、あるいはすでに借地権が消滅したとか、現に存続しておるといふふうな関係の事例は、民事上いかに争ひが起きておりまして、新たに制定され

るこの法律の適用の範囲外でございまして、それは従前の通り民事訴訟として扱ひ、これが犯罪として処罰の対象になるというのではないわけでございます。

○委員(大川光三君) ちょっと私からも関連して伺ひますが、ただいまの説明は、結局、罹災都市借地借家臨時処理法というのと、それからいま一つ、接収不動産に関する借地借家臨時処理法という法律があります。この両法律のいずれかに該当する場合でしやうね、今のお説の実例は。

○説明員(高橋勝好君) さうでございます。

○委員(大川光三君) それでよく趣旨はわかりました。

○高田なほ子君 適用しないというなら、私は別に資料は要りません。本法は適用しないと今おっしゃつてゐるんですからね。

私、ほんとうにあなたがさうおっしゃるんだから信じたいのですけれども、やはりケース・バイ・ケースで取り扱われるべき筋合いの説明がさつきあつたんです。悪質な者に対してとか、善意の了解者があつても、あとで善意でない第三者がここに介入してごたごたを起こすなどといふことになれば、これは必ずしも法の適用外といふふうには考えられないのですけれどもね。

○政府委員(竹内壽平君) 私は民事の方のことは詳しくないのでございませうが、少なくとも、はつきり申し上げますことは、二百三十五条の二の侵奪罪の適用になりますのは、この法律ができてから後に発生した事件のみなん

○高田なほ子君 法律家を拝見しまして、この三ページの一審冒頭に改正の地名表が載っておりますが、これは何と読むのでしょうか。

「上下簡易裁判所」を「府中簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「長野県埴科郡屋代町」を「更埴市」に、「大阪府南河内郡南大阪町」を「羽曳野市」に、「広島県甲奴郡上下町」を「広島県府中市」に、「鳥取県日野郡黒坂町」を「鳥取県日野郡日野町」に、「青森県下北郡田名部町」を「大

所の管轄区域の欄中「五泉市」を「五泉市」「白根市」に改め、「白根町」を削り、同表巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「和納村」、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「高士村」及び同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉ヶ丘町」を削り、同表古市簡易裁判所の項を次のように改める。

海	南	和歌山県の内
	海南市	海草郡

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域の欄中「江住村」、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「下里町、太田村」、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「西外城田村」、同表大台簡易裁判所の管轄区域の欄中「大杉谷村」、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「国見村」、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「白山村」、同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄中「池多村」、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「寺西町」並びに同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「府中市」及び「蘆品

鳥取県の内
日野郡の内
日野町 日南町

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「村松村、長浦村」を「琴海村」に、同表大村簡易裁判所の管轄区域の欄中「彼許町、千穂村」を「東彼許町」に、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍ヶ岳村」を「龍ヶ岳町」に、同表屋久島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下屋久村」を「屋久町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「溝辺村」を「溝辺町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「高城村」を「高城町」に、同表志津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「歌津村」を「歌津町」に、同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄中「東根市」を「東根市、尾花沢市」に、同表田名部簡易裁判所の管轄区域の欄中「下北郡」を「大湊田名部市、下北郡」

郡」を削り、同表上下簡易裁判所の名称の欄中「上、下」を「府中」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲奴郡」を「府中市、蘆品郡、甲奴郡」に、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「美川村」を「美川町」に改め、同表児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「児島郡の内」を削り、同表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹比村、八頭村」を「八東村」に改め、同表八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良町」を削り、同表黒坂簡易裁判所の項を次のように改める。

に、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「南部村」を「南部町」に、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「厚真村」を「厚真町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「花咲郡」を削り、同表後南簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡田村、久万玉村」を「後南町」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板東町」を削り、「秋月を除く」を「秋月を除く」大塚町、大字、板東、萩原、津越、川崎、檜及び三俣を除く」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐市」を「土佐市、南国市」に

改め、「後免町、野田村、岡豊村、香長村」を削り、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩村」を削り、同表安芸簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸市」を「安芸市、室戸市」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡」を削り、同表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬川村」を「城川町」に改める。

以上であります。

○委員長(大川光三君) ありがとうございます。御質疑のある方は引き続いて御発言をお願いします。

○高田なほ子君 これは、町村の統合で名前や何かが変更されたように理由としては述べられておりましたが、たとえば、今御説明いただきました「一ページのうしろから二行目のところですが、「与野市」を「与野市、蔵市」に改め、というところになっておりますが、これは従来の与野市だけのものを、裁判所の管轄区域を与野市、蔵市に改めたという意味ですか。

ない、名前だけ変わったということになりますか。

○政府委員(津田実君) その通りでございます。

○高田なほ子君 そうしますと、この法律を改正することによって、人員配置について新たな考慮をするということとは別にないわけでございますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) この程度の改正でございますと、特段にはないと思存します。

○高田なほ子君 この法律の改正に伴って適正配置を新たにするというものではなくて、適正配置をしなければならぬというふうな所はないでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 人員の適正配置につきましては、これは裁判所全体の事件の増減によりまして勘案するわけでございまして、今回の管轄区域の法律の改正に伴いまして配置を改める問題はないと思存します。

○赤松常子君 関連して、こういう変更は、その住民の方々に周知徹底させる方法を親切になされるのでしようと思存しますが、そういう点の御配慮は、何かしらいらっしゃいますか。

○政府委員(津田実君) これは大体市とか町村の名前が変わった場合が多いわけでございます。大体この法律が公布される前に、すでに住民の方々は御存じで、ただそれを法律上整理するということのような意味にすぎませんので、住民の方々は御承知です。ただ名前の変更自体は、まあ正式には官報でわかるわけでございますが、大体は看板の書きかえ等によってわかると思存します。

○赤松常子君 住民の方々にいさう迷惑をかけないように、不便のないようにということ、万全になっておると考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(津田実君) 名称の変更につきましても、あるいは管轄区域の多少の変更につきましても、全部厳密に調査をいたしまして、その土地の市町村当局それから関係の機関、たとえば弁護士会といたしまして、そういうところの意見を十分聞きまして改めておりますので、もちろん住民の方々の御反対はないわけでありまして。

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。

○委員長(大川光三君) 速記を始め

ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大川光三君) 全会一致でござい

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。

○委員長(大川光三君) 速記を始め

ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大川光三君) 全会一致でござい

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。

○委員長(大川光三君) 速記を始め

ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もなければ討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大川光三君) 異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(大川光三君) 異議ないと認めます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大川光三君) 全会一致でござい

所」に改め、同表所在地の欄中「長野県埴科郡屋代町」を「更埴市」に、
「大阪府南河内郡南大阪町」を「羽曳

京都府の内

100

鳥取県の内
日野郡の内
黒坂

南町

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の
欄中「村松村」を「琴海村」に、
同表大村簡易裁判所の管轄区域
の欄中「彼杵町」を「東彼杵
町」に、同表天草簡易裁判所の管
轄区域の欄中「龍ヶ岳村」を「龍ヶ
岳町」に、同表屋久島簡易裁判所の
管轄区域の欄中「下屋久村」を「屋
久町」に、同表加治木簡易裁判所の
管轄区域の欄中「海辺村」を「海辺
町」に、同表川内簡易裁判所の管轄
区域の欄中「高城村」を「高城町」
に、同表志津川簡易裁判所の管轄区
域の欄中「歌津村」を「歌津町」に、
同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄
中「東根市」を「東根市」を「尾花沢市」
に、同表田名部簡易裁判所の管轄区
域の欄中「下北郡」を「大湊田名部
市」に、同表八戸簡易裁判所の管轄
区域の欄中「南部村」を「南部町」
に、同表小牧簡易裁判所の管轄区域
の欄中「厚真村」を「厚真町」に改
め、同表根室簡易裁判所の管轄区域
の欄中「花咲郡」を削り、
同表釧路簡易裁判所の管轄区域の欄
中「岡田村」を「久万玉村」を「綾歌町」
に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄
区域の欄中「板東町」を削り、「秋
月を除く」を「秋月を除く」大
町大字板東、萩原、津越、川崎、檜
及び三俣」に改め、同表鳴門簡易裁
判所の管轄区域の欄中「堀江町」松
茂村」を「松茂村」大森町（大字板
東、萩原、津越、川崎、檜及び三俣
を除く）に改め、同表高知簡易裁
判所の管轄区域の欄中「土佐市」
を「土佐市」南園市」に改め、「後免
町 野田村 岡豊村 香長村」を削
り、同表高知簡易裁判所の管轄区域

の欄中「岩村」を削り、同表安芸簡
易裁判所の管轄区域の欄中「安芸市」
を「安芸市 室戸市」に改め、同表
新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中
「新居郡」を削り、同表野村簡易裁
判所の管轄区域の欄中「黒瀬川村」
を「城川町」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十五年六月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄
裁判所で受理した事件は、その裁
判所で完結する。

三月三十一日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、裁判官の災害補償に関する法律
案

裁判官の災害補償に関する法律案
裁判官の災害補償に関する法律
裁判官の公務上の災害に対する補
償及び公務上の災害を受けた裁判官
に対する福祉施設については、一般
職の国家公務員の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行
する。
- 2 裁判官の公務上の災害に対する
補償に相当する給与で、この法律
の施行前に支給すべき事由の生じ
たものの支給については、なお従
前の例による。

四月一日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対
等に関する請願（第一三九五号）
（第一三九六号）（第一三九七号）

（第一三九八号）（第一三九九号）
（第一四〇〇号）（第一四〇一号）
（第一四〇二号）（第一四〇三号）
（第一四〇四号）（第一四〇五号）
（第一四〇六号）（第一四〇七号）
（第一四〇八号）（第一四〇九号）
（第一四一〇号）（第一四一一号）
（第一四一二号）（第一四一三号）
（第一四一四号）（第一四一五号）
（第一四一六号）（第一四一七号）
（第一四一八号）（第一四一九号）
（第一四二〇号）（第一四二一号）
（第一四二二号）
一、鎌倉簡易裁判所庁舎新築に関す
る請願（第一四二二号）
一、でい酔犯罪者に対する保安処分
法制定促進に関する請願（第一四
〇七号）（第一四〇八号）（第一四五
九号）（第一四九九号）

第一三九五号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願（二通）
請願者 長野市御所町一、二一
五 金井平八郎外一名
紹介議員 羽生 三七君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁
判所職員中書記官、調査官のみに対し、
一週四十四時間の勤務時間を五十二時
間に延長し、その引き替えに俸給の調
整額を八パーセント増加しようとして
いるが、それでは実質賃金の切下げに
なるばかりでなく、勤務時間を短縮し
よるとする世界の大勢に逆行し、職員

の待遇を悪化するものであるから、こ
れを中止する措置を講ぜられることも
に、裁判所職員の行政処分に対する公
平委員会制度は、処分を行なつた最高
裁判所がみずから公平委員を選定し、
最後の判定も行なうことになつてい
るのは、客観的に公平を期しがたい制度
であるから、公平委員は、処分を行な
つた最高裁判所並びに下級裁判所の関
係者以外の第三者によつて構成される
よう、裁判所職員臨時措置法の一部を
すみやかに改正せられたいとの請願。

第一三九六号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願（二通）
請願者 北海道小樽市富岡町二
ノ六二 蓮野富美子外
一名
紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同
じである。

第一三九七号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願（二通）
請願者 大分市中島十一、二条三丁
目 井上勝美外二十名
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同
じである。

第一三九八号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願（十九通）
請願者 熊本県牛深市牛深町宮

名 崎 野田鉄夫外三十五
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同
じである。

第一三九九号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願
請願者 長野市淀ヶ橋一九 風
間金栄

最高裁判所はきたる四月一日から裁判
所職員のうち書記官及び調査官に対し
て、一週四十四時間の勤務時間を一週
五十二時間に延長し、その引きかえに
俸給の調整額を八パーセント増加しよ
うとしているが、それでは一時間当り
の賃金は大幅に減少して実質賃金の切
り下げになるばかりでなく勤務時間を
短縮しようとする世界の大勢に逆行す
るものであるから、これを中止する措
置を講ずると共に、公平委員会の判定
を公平にするため、処分を行なつた最
高裁判所並びに下級裁判所の関係者以
外の第三者によつて公平委員会を構成
するよう裁判所職員臨時措置法の一部
をすみやかに改正せられたい。なお、裁
判所職員特別俸給表を作り、一律三千
円の賃上げを実現せられたいとの請願。

第一四〇〇号 昭和三十五年三月十
八日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関
する請願
請願者 長野市西鶴賀町一、四
八〇 山本喜一
紹介議員 羽生 三七君

最高裁判所はきたる四月一日から裁判

所職員のうち書記官及び調査官に対し、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加し、うとして、それでは一時間当りの賃金は大幅に減少して実質賃金の切り下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずると共に、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、裁判所職員中、公判部に勤務する事務官に対し、「書記官の職務を代行させる」という、代行命令を出し、これ等の職員に対しては、事務官と兼務であるとの理由で、全然俸給の調整額を支給しない変則的な調整が、裁判所内で長い間行なわれていたから、すみやかに、これを改善せられたいとの請願。

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。
第一五四一号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(三通)
請願者 大分市三ヶ田町八組 大久保弥生外三十名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五四二号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(三通)
請願者 北海道小樽市緑町五ノ六 藤田三三外二名
紹介議員 米田 敷君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五四三号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 北海道有珠郡伊達町宇山下町一〇二 永田義雄外二名
紹介議員 米田 敷君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五四四号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 大分市城崎町三組 矢野博庸
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五四五号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 大分県別府市八幡町八 菅五郎
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六六号 昭和三十五年三月二十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 北海道小樽市緑町二ノ三 佐藤雄三
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六七号 昭和三十五年三月二十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(二通)
請願者 三重県度会郡小俣町三 村田修外一名

第一五四〇号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(二通)
請願者 北海道小樽市塩谷町四 一金沢葉子外一名

紹介議員 矢嶋 三義君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切り下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられ、同時に、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、行政職俸給表(三)適用者の心願である(一)表廃止、(二)表通し号俸になるよう努力せられたいとの請願。

第一五四六号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 大分県別府市八幡町八 菅五郎
紹介議員 矢嶋 三義君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切り下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられ、同時に、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。また、公務員に對する共済掛金率の引上げは事実上のベースダウンであるからこれを従前の率に改正するとともに、公務員の給与のうち諸手当(家族手当、通勤手当等)を増額し、住宅手当も支給するよう善処せられたいとの請願。

第一五四七号 昭和三十五年三月二十一日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 大分市若田町三丁目 小出昭幸
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。
第一五六五号 昭和三十五年三月二十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願
請願者 北海道小樽市緑町二ノ三 佐藤雄三
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。
第一五六六号 昭和三十五年三月二十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(二通)
請願者 三重県度会郡小俣町三 村田修外一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六七号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 茨城県常陸太田市新宿町一五一 黒羽道徳外五十二名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六八号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 大阪市東淀川区東三国町一ノ一二三 千田成利外二十五名

紹介議員 木村裕八郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六九号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（三通）

請願者 高知県中村市中村松町三本春秋外十四名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五七〇号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県龜山市栄町一、

四八七ノ六八 村田寅男
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第一五七一号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 三重県津市島崎町 興坂光代外十二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第一五七二号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 富山県中新川郡上市町三田市二 黒田悦夫外二十七名

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第一五七三号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市一身田町二七四 森森健弘

紹介議員 木村裕八郎君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短

縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、仕事の量は増加の傾向にあるから、現行の定員法を改正して人員を増加せられたいとの請願。

第一五七四号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 高知市西桑泉寺一五四 小野芳美外六名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五七五号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 三重県津市乙部三九四ノ二 太田穠二外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五七六号 昭和三十五年三月十二日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市乙部三九四ノ二 太田穠二外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五七八号 昭和三十五年三月十三日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 北海道小樽市富岡町二ノ六二 野口順子外一名

紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（三通）
請願者 三重県安芸郡豊里村大字窪田 北村石松外十六名

紹介議員 木村裕八郎君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五八八号 昭和三十五年三月十三日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（二通）

請願者 北海道小樽市富岡町二ノ六二 野口順子外一名

紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五九二号 昭和三十五年三月十三日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（三通）

請願者 大阪市東区法門坂町一 更谷信雄外二十四名

紹介議員 木村裕八郎君
最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつ

た最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。又、行政職俸給表(二)を撤廃すること、技術手当を支給すること、事務官、書記官を一本化し、昇任には一定の最低基準を定めること、等についてもこれが実現を図られたいとの請願。

第一六一六号 昭和三十五年三月十四日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（六通）

請願者 京都市左京区聖護院内 頼美町一五 滝本胤一外七十名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六一七号 昭和三十五年三月十四日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（九通）

請願者 福岡市愛宕下四、二八 五 佐藤俊裕外百二十八名

紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一六一八号 昭和三十五年三月十四日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市乙部三九四ノ二 太田穠二外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五九三号 昭和三十五年三月十三日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（三通）

請願者 三重県津市乙部三九四ノ二 太田穠二外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五九四号 昭和三十五年三月十三日受理
裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 三重県津市乙部三九四ノ二 太田穠二外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

後引き継ぎ会社の使用人であつた者が退職した場合において、第二百八条第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八条第二号中「費用」の下に「(会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。)」を加える。

第二百七十条第一項中「退職手当」の下に「(第百十九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算

して一箇月を経過した日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行前にすでに更生手続が開始している会社については、第百十九条、第二百八条第二号及び第二百七十条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和三十五年四月十一日印刷

昭和三十五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局